

日本共産党 ほり 信子議員

2019年9月京都市会 代表質問と答弁の概要

2019年9月30日



右京区選出ほり信子です。2期目に入り、「教え子を再び戦場に送らない」「子どもに笑顔、若者に仕事、老後に安心を」をモットーに、引き続き地域の仕事人として頑張ることを表明し、日本共産党市会議員団を代表して質問します。

1、子どもと教職員にとって、楽しい学校に

○市独自予算で、小学校3年生の35人学級の実現を

○教職員の働き方改革のため、不要不急の業務削減と国へ定数改善を求めよ

「学校は楽しいところです。学校はちょっとしんどいところです。学校は仲間と学び合うところです。学校は知らないことを知ったり、できないことができるようになったりするところです。学校は自分の生き方を見つけるところです。」

今、学校は、子どもと教職員にとって、楽しいところと言えるでしょうか。

「あっ、そうか。そういうことか」「間違っただけど、考えることができ、おもしろかった」「わかると楽しい」子どもたちが生き活きと学習に向い発表してくれる。そして、子どもとともに考え、わかる喜びが味わえる授業がしたい。これが、教師の喜びでありやりがいです。それなのに、今の学校現場はどうでしょうか。学力向上対策委員会が各学校に設置され、子どもたちは、次から次へと出される問題を解いていくことに追われています。長期休み明けに行われるジョイントプログラム等の成績を上げるために、教師も子どもも追い込まれています。全国学力テストが始まって12年。「学力テスト」対策や「スタンダード」が、教師の自由な教育実践を奪っています。学年で「そろえる」ことが強調され、どのクラスも掲示物、板書等、合わせるものが求められます。学校5日制になったのに、授業時間数は減らされず、かえって英語が入って授業時間数は増えています。子どもも教師も、限られた時間の中で、やらなければならないことが多すぎて、求められることが増えていると言っても過言ではありません。

近年は、教職員の働き方改革が言われ、中学の部活動が改善されたとはいえ、土日に出勤して、平日にやり残した仕事をし、来週の授業準備の時間に当てなければ仕事が終わりません。「チーム学校」という名のもとで、様々な働き方の非正規の教職員が増えています。その一方で、産休・育休・病休の代替教員が見つからず、教務主任など、今いる教職員の中でやり繰りしているのが現状であり、その負担は大きいものがあります。慢性的な講師不足は、全国的に続いています。ここ京都でも例外ではありません。昨年の10月1日時点で、3週間以上未補充の学校が13校もありました。この状況は、抜本的な改善が必要ということを物語っているのではないのでしょうか。

京都市では、門川市長の前の市長により、京都市独自の予算で、2002年小学2年生の35人学級を、さらに、2007年中学3年生の30人学級を実現してきました。その時、多くの教職員や保護者がどんなに喜んだことか。その後、門川市長になって11年間続いています。新たな定数の改善はなされていません。今年2月に開かれた「教育総合会議」でも、教職員の働き方改革が議論され、市長自らも定数改善の必要性を認めていました。

今年度から、国による小学校2年生の35人学級の財政措置が行われ、京都市独自予算を打たなくても、財源の確保ができました。これまで、小学2年生に当てていた京都市独自財源を、小学校3年生の35人学級に当てることができます。今年度は、2019年2月13日時点の集計値で、36校が3年生進級時に学級が減少するようになっていました。つまり、教師36人分の財源で実現するというこ

ではありませんか。今、京都市教育委員会が力を入れている「学力向上」。本当に学力向上というなら、一クラスの人数を減らし、一人の教師が、子どもと関わる時間を増やすことの方が、はるかに、学力向上に繋がるのではないのでしょうか。教育長を経験した門川市長、京都市の独自予算で「小学校3年生の35人学級」の実現を求めます。いかがですか。

教職員の働き方改革として、求めることが2点あります。

1点目は、教職員の話し合いのもと、スクラップ&ビルドを鉄則に、不要不急の業務を削減することです。学校任せにせず、教育委員会として、業務を削減することを求めます。

2点目は、国に対して、義務標準法・高校標準法の改正を求めることです。京都市が今年6月に提出した「国への予算要望」に、これまで、教育委員会は小学校2年生の35人学級のための財政確保を要望していましたが、初めて、2年生の35人学級の早期法制化が入りました。また、教員の持ち授業数の軽減とそれに伴う授業準備の充実のための専科教員の配置拡充が入りました。今回の要望は評価に値し、歓迎します。本気でそのことを進めるのであれば、市長自ら、全国市長会等と協力して、文科省に対して、定数改善を積極的に働きかけることを求めます。いかがですか。

○免許更新制と非正規教職員の正規化について

さらに、講師不足の問題です。この問題に拍車をかけているのが、2009年から始まった「免許更新制」です。10年毎に更新講習を受けなければ免許は失効します。35歳、45歳、55歳で取得した教員が、何らかの事情で退職をし、再び、講師になろうとしても、免許更新をしていなければ、講師資格はありません。益々、講師のなり手が減り、教育に穴があくことになるではありませんか。10年経過した中で、この問題点をしっかりと検証をし、免許更新制を止めることを、京都市として、国に求めるべきです。いかがですか。

また、本来なら、正規で採用しなければならぬ定数内の教職員を最初から非正規で採用しているケースが多くあり問題です。非正規教職員の正規化と待遇改善をすすめることなどが、講師不足解消にとって必要ですが、今後の講師不足改善のための対策をどうするか。お答えください。

(答弁→教育長) 小学3年生が35人より多い36校のうち、20校で国の加配により35人以下とし、他校もチーム・ティーチングで少人数教育等に取り組んでいる。35人学級を画一的に拡大するのは、創意工夫ある取組を妨げるため、実態に応じて配置する。

また本市では、ICT化による業務効率化を進め、「働き方改革推進宣言」を発信し、校務支援員や部活動指導員等の拡充で、持ち時間や事務負担の軽減に努めている。

教職員定数の改善については、国の責任で実施されるべきものであり、指定都市教育委員会協議会や全国市長会等を通じ、国へ要望していく。

免許更新制は有用な制度だ。国では、受講しやすくする改善策が検討されている。「未更新者」には、臨時免許状を授与し、講師の任用が可能なので、最大限活用する。

毎年4百人程度の育児休業の代替えを含めた確保に向け、講師希望者説明会を従前より早め、常勤講師の手当等の増額や、4年連続で報酬の引上げ等を実施している。

○校内に不登校の子どもが安心して過ごせる居場所の設置と教職員の配置、

ひきこもりの支援について

次に、今、学校は、子どもたちにとって、楽しいところになっているでしょうか。

いじめ問題は、認知されているだけでも41万件、不登校は14万件、不登校気味を加えれば33万人に昇ります。虐待は、児童相談所に通告されているだけで14万件あります。全てが右肩上がりが増えていきます。

(パネルを示して)ご覧のように、不登校は、京都市でも、2017年度、小学校で230人、中学校で889人です。昨年度よりも増えています。

不登校とは何か、京都市は、基本的生活習慣の未定着、学力の不振、交友関係の不調、その他による

理由で、継続もしくは断続して年間30日以上欠席している状態と定義しています。しかし、そうでしょうか。神戸大の広木克行先生は、子どもが命がけで、家庭に助けを求めている状態、それを不登校と位置づけるべきだと言います。学校が、窮屈で息苦しく、居心地のよい空間・居場所になっていない。これまで私が聞き取りしてきた子どもたちは、「勉強がつまらない」「みんなに合わせるのがつらい」「学校に行く意味がわからない」といった学校に自分の居場所を見いだせなくて、「学校へ行きたくても行けない」、といった悲痛な声でした。

不登校やひきこもりの問題に取り組んでいる「教育と人間関係の相談室カンナ」の木下秀美さんは、「不登校になるきっかけは、学校があわない、担任があわない、授業がわからない、教師・部活動顧問の指導が不適切・不条理で納得いかない、神経発達障害等、特性への理解・配慮がないなど、さまざまだ」といいます。

ひきこもりについて、昨年、子ども・若者はぐくみ局が、「子ども・若者のひきこもり支援等に係る関係団体へのヒアリング」を実施しました。ひきこもりや不登校等、困難を有する子ども・若者への支援に向けた検討の基礎資料にすることを目的に、市内13団体への調査が実施されました。

ひきこもりに至った原因は、複合的な理由も含め、小学校時代からの不登校やいじめ、親の離婚、受験や就職のつまずき、大学生活になじめない等、さまざまな原因が挙げられたとのことでした。

支援団体の方は、学校との連携について、情報交換の場を設け、協力関係を構築する仕組みが必要であり、それによって先生の負担を軽減することも可能ではないかと考えておられます。また、支援に対する考え方でも、支援対象者が自分と向き合って自分の意思で歩みを進めていくことが基本であり、その人に合った寄り添いや支援が必要と自由記述に書かれています。まったく、その通りです。

私が出逢ったお母さんは言います。「子どもの思いに寄り添いながら、学校と連絡をとり対応したいと思っても、上手くいかない。カウンセリングを申し込んでも日程が決まらない。中間・期末テストを受けに行ったのに、体制がとれないと別室でなく教室に入れられた。テストの成績評価も当日受けなければ、参考評価でしかない。夏休みの課題でも、きちんと対応してもらえなかった」等々。

学校の役割は、一人残らず子どもに学ぶ権利を保障することです。不登校または不登校傾向にある児童生徒の内、登校した場合、主に保健室等、別室で過ごしている児童生徒が小中学校で359人いるように、どの学校でも、いつでも、行きたいときに登校し、安心して過ごせる居場所を用意し、やりたいこと、学びたいことを支援していく教職員の配置を求めます。そして、家庭への学校からの連絡は、担任のみでなく、学校体制として、各学校のホームページ等を活用して、不登校児童生徒への連絡体制を取る等の取組を求めます。情報は、登校している児童生徒と同じように得られる状況を学校は準備すべきです。いかがですか。

また、義務教育を卒業した後の対応について質問します。今、「ひきこもり」のことが社会問題になっています。京都府では、不登校から引きこもりに繋がるケースが多いことから、2017年度「脱ひきこもり支援センター」内に、中高校の不登校生を支援する「早期支援特別班」を設置し、府教委と連携をして取組を始めました。京都市でも、義務教育卒業後の対応、教育機関・就労機関へと繋がるように、行政として、何らかの対応が求められます。ひきこもりは、本人にとっても、家族にとっても、つらいことです。ひきこもりは、当事者が自分を見つめ直し、新しい自分へ一歩前進するための必要な時間と受けとめ、そのために、行政が、その家族にしっかり情報を伝えるとともに、社会へ一歩踏み出せる居場所を提供する必要があります。京都市は、今回の調査を通して、今後、当事者やその家族に対して、どのような対策を講じていくのか、また、支援団体への支援策も含めてお考えをお聞かせください。

(答弁→教育長)不登校の支援については、各学校の登校支援委員会で情報と取組を共有し、一人一人の子どもの背景までの確に見立てた支援をし、学生ボランティアも登用し、相談しやすい環境づくりなど、学校総体として取組を推進している。

生徒や保護者への連絡については、家庭訪問やプリントの配付、学校ホームページでの発信など、必要な情報の伝達を随時行っている。カウンセリングルームや学習室、保健室等の利用、部活動登校や放課後登校など、子どもたちの状況に応じた柔軟な登校支援に努めている。

(答弁→市長)ひきこもり相談窓口の在り方や支援期間の長期化、つなぎ先確保の課題が

あるため、相談窓口を一元化し、地域や支援団体との連携方策も含め、支援の在り方を議論いただくため、市社会福祉審議会に専門分科会を早期に設置する。

2、自衛隊への若者の個人情報の提供について

自衛隊への「宛て名シール」による「若者の個人情報」提供に関わって質問します。

安倍首相は、今年になって「自衛隊募集」に自治体を協力させることを9条改憲の理由として持ち出しました。京都市では、全国でもまれな方法で、自衛隊へ「宛て名シール」による提供を実施しました。議会でも、また、市民からも撤回を求める動きがあったにもかかわらず、市議会議員選挙投票日の翌日に宛て名シールのコピーも添えて提供をしました。京都市は、その根拠として、自衛隊法97条1項と自衛隊法施行令120条をあげています。しかし、どう読んでも、自衛隊募集のために住民の名簿を提供する義務は、法令のどこにも書かれていません。むしろ、自治体には、住民の個人情報保護、命と暮らしを守る観点から、そうした求めに応じる必要はありません。日本国憲法には、第8章に地方自治があります。地方自治が、なぜ、憲法で規定されたのか、日本国憲法が公布されて10カ月後、1947年8月に当時の文部省によって発行された、全国中学校1年生の教科書「新しい憲法のはなし」にその糸口があります。紹介します。「戦争中は、なんでも、『国のため』とって、国民一人ひとりのことが軽く考えられていました。しかし、国は国民の集まりで、国民の一人ひとりが良くならなければ国は良くなりません。それと同じように、日本の国は、たくさんの地方に別れていますが、その地方が、それぞれ、栄えていかなければ国は栄えてゆきません。そのためには、地方が、それぞれ自分のことを治めていくのが一番良いのです。なぜならば、地方には、その地方の色々な事情があり、その地方に住んでいる人が一番よくこれを知っているからです。自分で自分のことを自由にやっていくことを『自治』といいます。それで国の地方ごとに、自治でやらせていくことを『地方自治』というのです。今度の憲法では、この地方自治ということをもっと重く見て、これをはっきり決めていきます。」とあります。つまり、この自衛隊の募集業務へ協力をするかどうかは、自治体の判断に委ねられているということです。しかも、募集するための封筒には、「自衛隊京都地方本部及び京都市からのお知らせ」として、「この案内は、自衛隊から京都市への、法令に基づく依頼に応じて提供された資料により送付しています。」とわざわざ書かれています。自衛隊自身が依頼であって義務ではないと言っているではありませんか。

2015年9月19日に強行採決された「安全保障法制」によって、自衛隊に海外で武力行使ができる新たな任務が加わりました。南スーダンに派遣されていた自衛隊の日報でも明らかになったように、また、新たに、アメリカ合衆国によるホルムズ海峡有志連合への参加問題に関わって、独自に自衛隊派遣を検討しているというように、自衛隊員が命の危険にさらされる状況になっているという客観的事実を受けとめれば、京都市として自衛隊員募集業務に積極的に加担すべきではない。自治体の本来の役割として、京都市の若者の命を守る立場で対応することが、地方自治の精神に則ることになります。自治体が、積極的に行わなければいけないのは、若者を殺させない、若者の命を危険にさらさせることに加担しないことではありませんか。自治体本来のあり方への認識を持ち、今後自衛隊への若者の個人情報を「宛て名シール」にして提供することの撤回を求めます。いかがですか。

(答弁→文化市民局長) 自衛隊募集事務は、法令に定める自治体の事務として、市がその役割を果たすことは当然だ。既に、募集事務の区切りである5月末及び9月末には、残った情報の返却を受けており、情報管理に万全を期している。

住民基本台帳や選挙人名簿については、国の事務や政党活動等の目的には、閲覧・書写しが認められている。今年度も依頼に基づき、法令に沿って、適切に対処していく。

3、京都市美術館と文化財保護のあり方について

京都市美術館問題と改正文化財保護法に関わって質問します。

2017年、文化財保護法が改正され、「文化財の保全と活用」方針が打ち出されました。美術品、文化財を経済的な価値をつけて、必要なら売却して、そのお金で文化財を保全するという構想です。これに対して、全国美術館会議が真っ向から反論をし、「経済的価値で文化財を論じることはとんでもないこ

とだ。美術館はすべての人々に関かれた非営利の社会教育機関である。」と批判しています。

京都市美術館は、1933年、関西の財界、美術界、市民の寄付で作り上げた美術館でした。京都市民が美術に触れられるようにと、市民も資金を出しあってつくられた市民の財産でもある美術館だから、1935年、全国に先駆けて、市主催の総合公募展として「京都市美術展覧会」が開かれたのではないのでしょうか。そして、名称も「京都市立美術館」ではなく「京都市美術館」と名付けられたのではないのでしょうか。86年間培ってきた市民のための美術館として取組が継続されるのでしょうか。

京都市美術館を毎年利用して、公募展を実施してきた団体は数多くあります。市民に関かれた、安価な使用料が特徴だった京都市美術館がリニューアルされて、使用料の値上げに伴い市民から遠い存在になっていくのではないかと危惧されています。

先日、文化環境委員会での他都市調査として、再整備された「東京都現代美術館」を視察しました。運営体制は、学芸員17人、その内3人が教育担当として、学校教育と連携した取組を企画運営し、現代アート作家が出前授業に出かけたり、美術図書室のなかに、子ども美術書を集めたコーナーを設置したりして、美術に親しみ、楽しんでもらえるように工夫されていました。また、この美術館は、地域に関かれた美術館をめざし、地域の取組に積極的に参加をし、美術の素晴らしさを広めていました。利用者にも来館者にも、そしてアート作家にもプラスになる美術館だと視察をして感じました。

今回の美術館整備によって、これまで毎年展覧会をしてきた団体が利用できる使用料になっているのでしょうか。

昨年3月の予算議会に条例提案がされ、約20%の使用料の値上げ、組み合わせ次第では5割、ひどいところは2倍になるという提案がされ、公募団体のみなさんにしてみたら、「出展料は低く抑えているのに、高い使用料でどうやってお金を工面していくのか」と怒りの声があがりました。以前、京都会館の整備により、これまで利用していた団体が使用料の値上げで何十年と利用していた京都会館を使わなくなりました。公募団体にとって使用料の値上げは死活問題です。使用料の値下げを求めます。

また、作品の搬入・搬出に関わって、利用者が使いやすいようになっているのでしょうか。200号～300号の作品を搬入できるエレベーターは使えません。「入らない場合は階段で運ばよいい」では、あまりに、新たに建設した美術館にふさわしくないではありませんか。重たい彫刻などの展示する会場はあるのでしょうか。創りたい作品に制限が加わるような美術館でいいのでしょうか。せめて、大型エレベーターは公募団体などにも使えるようにすべきです。いかがですか。これまで、何十年と利用してきた美術団体の方の意見をしっかりと聞き、取り入れることが大事です。

今後、美術館が市民に安価で美術作品に触れられる開かれたものであり、美術家にとっても使いやすいものであることが重要です。今からでも利用者の意見に耳を傾け、運営のあり方を検討していただきたい。あわせて美術館は直営を堅持し、6名しかいない学芸員を増員していただきたい。いかがですか。

(答弁→村上副市長) 搬出入用エレベーターは、1台から2台に増やしており、円滑に搬入ができるよう、運用方法を検討している。美術館の運営に当たっては、これまでから利用者の御意見を伺っている。

学芸員については、高いマネジメント能力や国内外の美術館との幅広い人脈等を有する民間スタッフを含め11名へ倍増した。世界に誇る京都市京セラ美術館を目指す。

(ほり) 今年、3月、京都市文化財保護審議会が「京都市におけるこれからの文化財保護のあり方について」という答申をだし、未指定・未登録の文化財にまで射程を広げて「京都文化遺産」と位置づけて、独自に施策を行うように求めています。それを受けて、京都市は、今年と来年にかけて、文化財の全体の地域計画の作成に取りかかるとのことでした。大久保利通旧邸跡・茶室「有待庵」が所有者から寄付され、京都市として保存活用することになったように、市民が歴史を体感しながら過ごせるようにすることは大切です。

今年4月から右京区にある広沢の池が都市公園として開園しました。平安時代である8世紀から10世紀頃に造られたと言われる池です。この池には弁天島があります。昨年9月4日の台風で壱美白弁天の社が倒壊し、その修復事業への寄進のお願いという看板が立てられていました。広沢の池弁天島保存会の方が、保存会の会員だけでは限度があり、会員以外のみなさんにも協力を求めることにしたとのことでした。地域で、文化財を守っていくという取組に、京都市として助成することはできないでし

ようか。また、この地域には、「七つ塚古墳」、「長刀坂古墳群」、「広沢2号古墳」、「広沢3号古墳」等があります。これらの古墳は古墳として認識されていない状況です。広沢の池から嵯峨天皇陵辺りまで、散歩している人や観光客を良く見かけます。

文化財の全体の地域計画作成にあたり、市民が歴史や文化を感じながら歩けるよう案内板等の設置などを計画に取り入れていただければと考えます。また、台風被害にあった未指定の文化財等にも助成を求めます。いかがですか。

(答弁→村上副市長)「文化財保存活用地域計画」では、案内板設置や「京都歴史散策マップ」配布、「京都をつなぐ無形文化遺産」等、文化遺産の紹介等を充実する。

未指定文化財への助成については、「京都を彩る建物や庭園」制度に新設した。台風被害では、9月補正予算で、これまで対象でなかった文化財周辺の倒木処理にも独自に補助対象とした。

4、児童の放課後の居場所づくりについて

すべての小学校区に一児童館・学童保育所の設置について

最後に、児童の放課後の居場所づくりについて質問します。

児童の放課後の暮らしは、社会教育の場として、児童館や学童保育事業等が担っています。昨年度「京都市 放課後の過ごし方に関する調査」が実施され、その集計結果がでました。放課後の過ごし方や居場所についての自由記述欄を見てみると、保護者の切実な声が聞こえてきます。学童クラブ事業についての項目では、「学校と離れた場所で移動が心配。学校内にあると安心です。」「人数が多すぎる。」「すし詰め状態である。」「スペースが狭い。」「子どもの人数に対して、職員が少なすぎる」といった回答が寄せられています。京都市は、児童館をこれ以上造らないと言っていますが、子どもたちの利用が増えているのが現実です。また、現在、12の学区に学童クラブ機能がありません。今回の調査が今後の放課後児童施策の充実に向けた基礎資料というならば、調査の結果を踏まえて、全ての小学校区に一児童館ないしは学童保育所の設置を求めます。いかがですか。

そして、昨年署名を添えて陳情のあった南太秦学区に学童保育所を求めます。南太秦学区には、以前、学校の敷地内に学童保育がありました。太秦児童館ができて、閉鎖されたと聞いています。学童クラブ機能のない学区である南太秦地域に、学童保育所の設置を要望し、さらに学童保育所を増やすためにも学童保育指導員の処遇改善も要望して質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

(答弁→子ども若者はぐくみ局長)昨年度の実態調査の結果、学童クラブ等の子どもの居場所や乳幼児中心の親子の居場所等、状況に応じて、必要な機能を確保することが重要であることが明らかとなった。こうしたソフト面の充実を図り、地域のニーズに的確に対応できるよう、現在、市はぐくみ推進審議会の意見も伺い検討を進めている。